

平成28年第4回定例会(平成28年12月20日)

観光建設水道委員会委員長 (山本 一成 委員長)

観光建設水道委員会は、去る12月12日の本会議において付託を受けました『議第98号 平成28年度 別府市一般会計補正予算(第7号) 関係部分』ほか9件 について、12月13日に 委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について ご報告いたします。

まず初めに、競輪事業課 関係部分では、『議第100号 平成28年度 別府市競輪事業 特別会計補正予算(第3号)』及び『議第114号 工事請負契約の締結について』、当局からナイター競輪を開催するに当たり、照明設備や監視カメラを設置するため、関係借上料を債務負担行為として計上すること、また、別府競輪場選手宿舍管理棟新築外工事に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである旨の説明がなされました。

これに対し委員から、ナイター競輪開催に伴う増収益については、積極的に周辺対策の経費に充てられるよう十分な計画を立てていくべきとの要望がなされ、当局からは、地元の意見を十分汲み取り、対応していきたいとの答弁がなされました。

採決の結果、競輪事業課関係部分については、全員異議なく可決すべきものと決定したところであります。

次に、観光課関係部分につきましては、『議第121号 指定管理者の指定について』では、「阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場及び神楽女駐車場」を一般財団法人別府市総合振興センターに行わせること 及び同施設の指定管理料を計上する『議第98号 平成28年度 別府市一般会計 補正予算(第7号)』の債務負担行為補正について、当局から選定の経過に係る説明等がなされました。

また、『議第112号 別府市駐車場の設置及び管理に関する条例及び別府市神楽女駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について』では、道路交通法の一部改正に伴う条例改正であることについて、必要な説明を受けたことから、当局の説明を了とし、いずれの議案も全員異議なく可決すべきものと決した次第であります。

次に、商工課関係部分では、『議第98号 平成28年度 別府市一般会計 補正予算(第7号)』において、竹産業のイノベーションに要する経費が、国から地方創生推進交付金の交付対象として認定されたことにより、所要の財源補正を行うものであること、また、『議第102号 平成28年度別府市地方卸

売市場事業特別会計補正予算（第3号）』では、人事院勧告に準拠した給与改定等に伴う公設市場職員の人件費の補正について説明がなされました。

委員から特に質疑はなく、各議案については、いずれも全員異議なく可決するものと決定しました。

続きまして、農林水産課関係部分の、『議第98号 平成28年度 別府市一般会計補正予算(第7号)』では、今年9月に発生した台風16号により、被災した農地及び水路の復旧に伴う経費等を計上する補正予算が、また、『議第115号 旧慣による公有財産についての 権利を廃止することについて』では、大分県が施工する県道別府一の宮線の災害防除工事に伴い、市有地を売却し、さらに、当該箇所旧慣を廃止するとの説明等がなされ、採決の結果、いずれの議案も全員異議なく、原案のとおり可決するものと決したところであります。

次に、農業委員会関係の『議第113号 別府市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について』では、農業委員会等に関する法律など関係法令の改正により、農業委員会の委員の選出方法が変更されたことに伴い、現在13名の農業委員が、従前の農業委員7名と農地利用最適化推進委員7名に二分化され、これらの者の報酬額の見直し等を行うための条例制定である旨の説明が行われました。

これに対し、委員から、公募した農業委員の選考に評価委員会に関わるようであるが、その委員の構成はどのようになっているのかとの質疑に対し、当局から評価委員会は、副市長や農業委員OB、また県の地域振興局長などで組織する予定である。との答弁がなされた次第であります。採決の結果全員異議なく全会一致で可決いたしました。

次に、公園緑地課関係議案の、『議第123号指定管理者の指定について』では、鉄輪地獄地帯公園ドッグランについて、現在委託業務によりその管理運営をNPO法人べっぷドッグラン協会に行わせているが、当該法人の動物に関する専門的な知識や経験などを活用することで、サービスの向上を図ることができるかと判断し、非公募により指定するとの説明がなされました。

また、『議第98号 平成28年度 別府市一般会計補正予算（第7号）』では、平成28年の熊本地震に伴い、鶴見小学校下のチビッコ広場が被災し、早期の公園利用を開始するため、東側及び北側一部の擁壁の改修工事を行うものである旨の説明が、また、同補正予算の『議第123号』に係る指定管理料について、債務負担行為の限度額を定める旨の説明がなされました。

これに対し委員から、毎年指定管理料の見直しは行うのかとの質疑がなされ、当局から収益の改善を図るためにも毎年の収支を確認していくとの答弁がなされ、最終的に、採決の結果いずれも全員異議なく、可決すべきものと決定した

ところであります。

最後に下水道課関係議案の、『議第101号 平成28年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）』では、「別府市中央浄化センター運転管理業務委託」について、今年度末をもって委託契約が終了するため、新たに5年間締結するための債務負担行為を設定するものである旨の説明がなされ、また、予備費については、職員人件費の減額に伴い、歳出の調整のための補正予算である旨の説明がなされたため、これを了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託を受けました 議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。